

本日、カネボウ白斑被害対策滋賀弁護団担当の原告 8 名全員の和解が成立したことは、それ自体としては誠に喜ばしいことと思っております。カネボウにおかれては、この未曾有の化粧品被害の発生を真摯に浮けとめ、再発の防止と、まだ救済に至っていない多くの被害者の救済に、誠意をもって対応されることを強く要望するものです。

訴訟の目的の一つであった、損害賠償の基準を公表し、訴訟をしておられない被害者をも同時に救済していくという目的が達せられなかったことは、誠に残念です。

しかしながら、原告には高齢の方々も多く、訴訟の早期解決が至上命題となっており、満足のいく金額ではないとはいえ、それなりの水準で解決できたことは、訴訟の成果であろうと思います。

和解成立とはいえ、原告のみなさんには、それぞれの後遺症が残っており、今後もそれと向き合っていかなければなりません。歴史に残る事件の原告として勇気をもって訴訟に参加して下さったみなさまに、弁護団として心より敬意を表するものです。

最後に、この訴訟を応援して下さった、各方面のみなさま、マスコミの皆様にも心よりの感謝の意を表して、弁護団長の挨拶（コメント）とさせていただきます。

2016 年 12 月 27 日          弁護団長  弁護士小川恭子